

平成28年改正犯収法の様式例 ～実質的支配者の申告例・外国PEPsの申告例～

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

ご相談につきましては下記にご連絡ください。

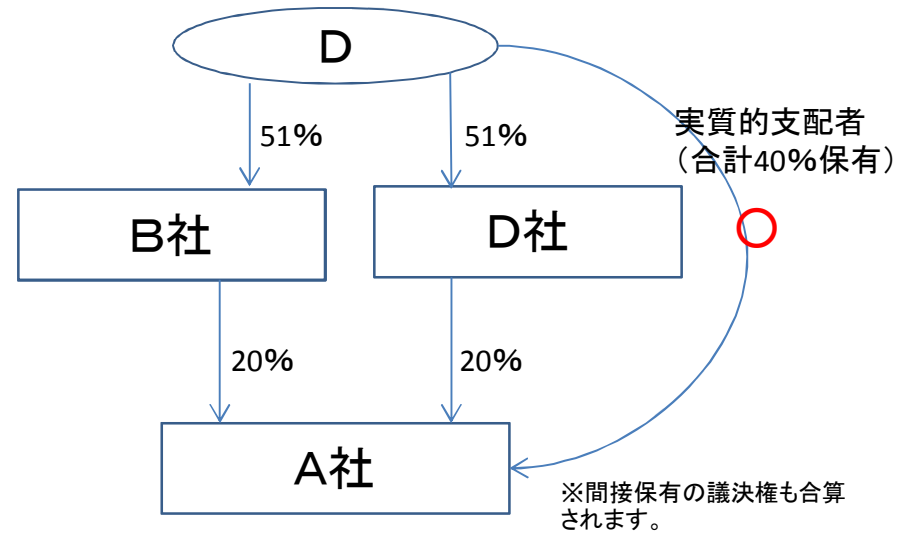
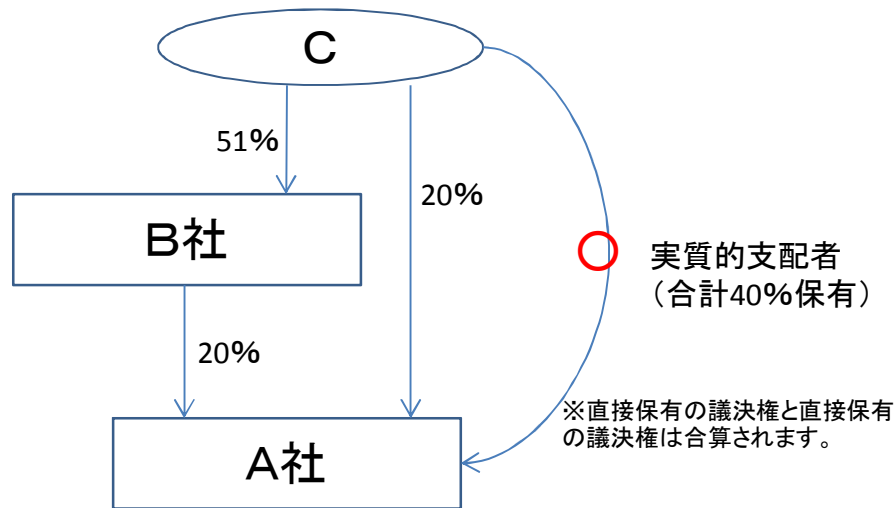
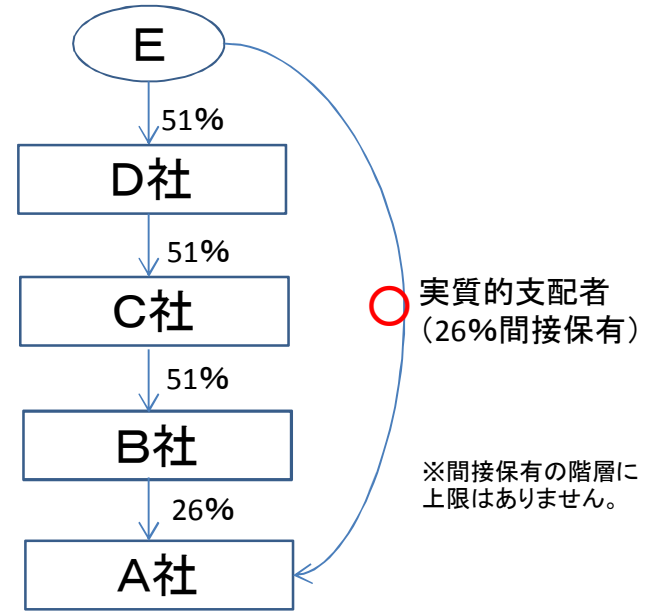
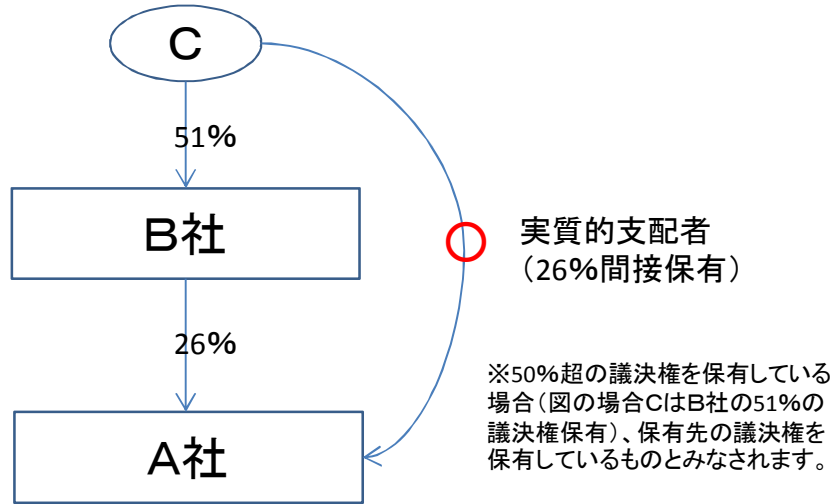
弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

(※1) 議決権を「間接保有」している場合とは以下の場合をいいます。

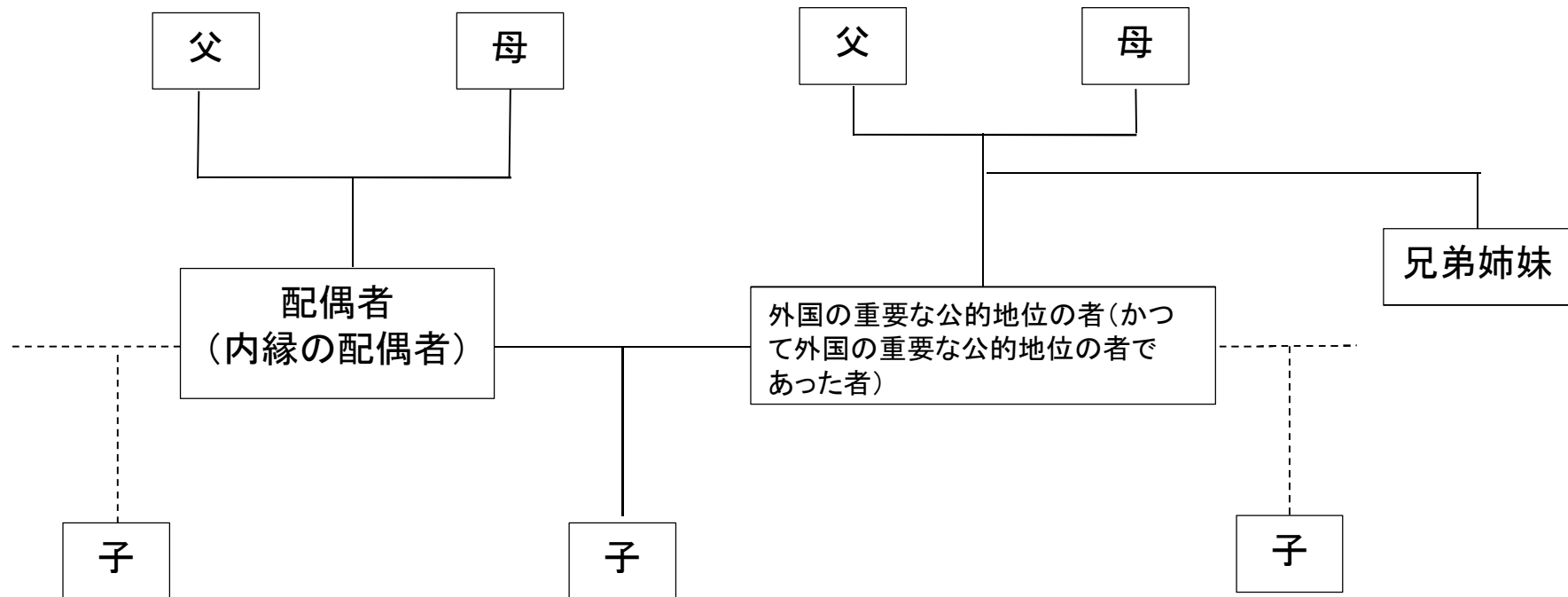


(※2)「外国の重要な公人」とは以下に該当する者のことをいいます。

1 以下の『外国の重要な公的地位にある者』に該当する方または過去にこれらの者であった方


- 国家元首
- 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2 上記1に掲げる者の家族(配偶者(事実婚含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)(下記の頁の図をご覧ください。)



外国PEPSの申告様式

お客さまは、以下の1から3までの「外国の重要な公人」に該当しますか？

<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	 「はい」とお答えになったお客さまは、下記のいずれに該当するか具体的にお答えください。 []
------------------------------	-----------------------------	---

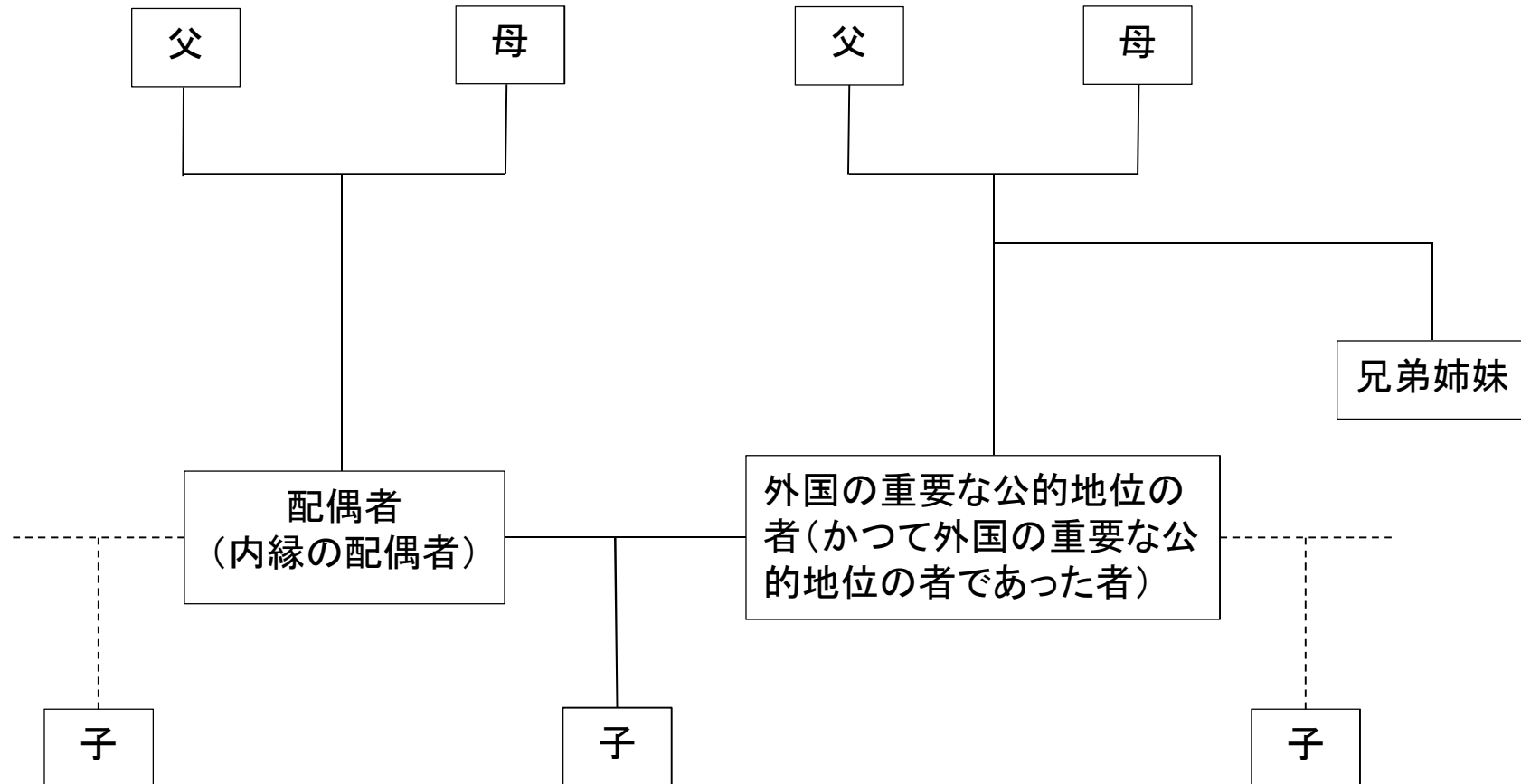
1 以下の『外国の重要な公的地位にある者』に該当する方

- 国家元首
- 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2 過去に上記1のいずれかであった方

3 上記1または2に掲げる方の家族(配偶者(事実婚含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)(次の頁の図をご覧ください。)

外国PEPsに該当する親族の範囲



※外国の重要な公的地位の者の祖父母や孫は外国PEPsに該当しません。

※外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も外国PEPsに該当し得ます。